

令和2(2020)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」補助条件（令和2(2020)年度）」の主な変更点

令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
<p>【補助事業の実施期間】</p> <p>2-3 補助事業において、プログラムの開催は、「2-6」に規定する場合を除き、令和元年7月1日から令和2年3月31日までに実施しなければならない。</p>	<p>【補助事業の実施期間】</p> <p>2-3 補助事業において、プログラムの開催は、「2-6」に規定する場合を除き、<u>内定通知日以降令和元年7月1日から令和3(2021)年3月31日までに実施しなければならない。</u></p>
(略)	(略)
<p>【翌年度における補助金の使用】</p> <p>2-6 実施代表者等は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、事業に際しての事前調査の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和2年3月1日までに、様式C-26「繰越（翌債）を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。</p>	<p>【翌年度にわたる補助金の使用】</p> <p>2-6 実施代表者等は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、事業に際しての事前調査の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和<u>3(2021)年</u>3月1日までに、様式C-26「繰越（翌債）を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。</p>
(略)	(略)

【合算使用の制限】

2-8 補助金は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ③ 補助金に他の経費（当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合

【納品等及び支出の期限】

2-9 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は補助事業の完了または補助事業を行う年度の3月31日のいずれか早い日までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

(略)

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

(略)

4 実績の報告

【実績報告書の提出】

4-1 実施代表者等は、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、次に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

- ・様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」
- ・様式C-72-2「実績報告書(収支決算

【合算使用の制限】

2-8 補助金は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合又は1個の物品等を購入する場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ~~② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合~~
- ②④ 補助金に他の経費（当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合

【納品等及び支出の期限】

2-9 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は補助事業の完了または補助事業を行う年度の3月31日のいずれか早い日までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。なお、プログラムの開催日以降で、開催に係る事務処理等が完了した日、又は令和3(2021)年3月31日のいずれか早い日を補助事業の完了日とする。ただし、補助事業の完了日は令和2(2020)年7月1日以降とする。

(略)

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

(略)

4 実績の報告

【実績報告書の提出】

4-1 実施代表者等は、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、次に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」の内容は、日本学術振興会ホームページにより公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

- ・様式C-72-1「実績報告書(プログラム

<p>報告書)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に当たり作成したポスター、チラシ等 <p>【翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>4-2 「2-6」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行う場合には、実施代表者等は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-73「実績報告書(2)」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない。</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】</p> <p>5-2 実施代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21)を提出期限までに提出しない場合には、実施代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。)</p> <p>(略)</p>	<p>実施報告書)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C-72-2「実績報告書(収支決算報告書)」 ・事業遂行に当たり作成したポスター、チラシ等 <p>【翌年度に<u>わた</u>おける補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>4-2 「2-6」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度に<u>わた</u>おける補助金の使用を行う場合には、実施代表者等は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-73「実績報告書(2)」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の<u>承認後61日以内に、おいて、前項の</u>「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】</p> <p>5-2 実施代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、<u>様式C-41</u>、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、<u>様式C-42</u>、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21)を提出期限までに提出しない場合には、実施代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。)</p> <p>(略)</p>
---	--